

感染症・食中毒の予防・ まん延防止に関する指針

感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針

令和6年3月25日作成

やまゆり荘

介護老人福祉施設（特別養護老人ホームやまゆり荘）
短期入所生活介護（予防事業を含む）
通所介護（予防事業を含む）

やまゆり荘訪問入浴介護事業所（予防事業を含む）
明峰指定訪問看護ステーション（予防事業を含む）
設楽町生活支援ハウス偕楽園（予防事業を含む）

1 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的考え方

介護老人福祉施設や居宅サービス事業所等は、感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者が生活・利用する場であり、こうした高齢者が多数生活・利用する環境は、感染が広がりやすい状況にあることを認識しなければなりません。

このようなことから、当法人では、感染症・食中毒を予防する体制を整備し、平素から対策を実施するとともに、感染予防、感染症発生時には迅速で適切な対応に努めます。

施設及び事業所の感染症・食中毒の発生、まん延防止に取り組むにあたっての基本理念を理解し、法人全体でこのことに取り組みます。

2 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的方針

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の体制

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための、担当者を定め、委員会を設置する等施設全体で取り組みます。

(2) 平常時の対応

① 施設内の衛生管理

施設では感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、施設内の衛生保持に努めます。また、手洗い場、トイレ、汚物処理室の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃、消毒を定期的実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努めます。

② 介護・看護ケアと感染症対策

介護・看護の場面では、職員の手洗い、うがい、手指消毒、うがいを徹底し、必要に応じてマスクを着用します。また、血液、体液、排泄物・嘔吐物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処します。

利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

③ 面会者・外来者への衛生管理の周知徹底を図り、まん延防止に努めます。

(3) 発生時の対応

万一、感染症及び食中毒が発生した場合は「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年厚生労働省告示第268号）」に従い、感染の拡大を防ぐため下記の対応を図ります。

- ① 発生時の状況把握
- ② まん延防止のための措置
- ③ 有症者への対応
- ④ 関係機関との連携
- ⑤ 行政への報告

施設長は、次のような場合には迅速に自治体等の主管部局に報告するとともに、保健所等への報告を行い、発生時対応等の指示を仰ぎます。

なお、報告条件および様式は、自治体等の指示によります。

ア 報告が必要な場合

(ア) 同一の感染症若しくは食中毒による、またはそれらによると疑われる死亡者、または重篤患者が一週間以内に2名以上発生した場合

(同一の感染症などによる患者等が、ある時点において10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合であって、最初の者が発生してからの累積の人数ではない)

(イ) 同一の感染症若しくは食中毒による、またはそれらが疑われる者が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合

(ウ) (ア) 及び (イ) に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

イ 報告する内容

(ア) 感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数

(イ) 感染症又は食中毒が疑われる症状

(ウ) 上記の利用者への対応や施設における対応状況等

なお、医師が感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する利用者又はその疑いのある者を診断した場合は、これらの法律に基づき保健所等への届出を行います。

3 感染症・食中毒まん延防止に関する体制

(1) 感染症防止対策委員会の設置

① 設置目的

感染症及び食中毒の予防、まん延の防止のための対策を検討するため「感染症対策委員会（以下「委員会」という。）」を設置します。

なお、委員会は関係する職種、取り扱い事項等相互に関係が深いと認められる他の会議体と一体的に設置、運営、開催することもできるものとします。

② 委員会担当者

次の者を感染症対策担当者とします。

ア やまゆり荘（介護老人福祉施設）看護職員 医務主任（チーフ）

③ 委員会の構成員

ア やまゆり荘 施設長 (責任者)

イ 施設・居宅系サービス 看護職員 (うち施設看護師は委員長)

ウ 施設・居宅系サービス 介護職員

エ 施設 生活相談員

オ	施設	管理栄養士
カ	施設	機能訓練指導員
キ	施設	調理員
ク	施設	事務員
ケ	施設・居宅サービス	その他の職員
コ	医師（必要に応じて参加を要する）	

④ 委員会の開催

委員会は概ね3か月に1回以上開催します。また、その他必要な都度開催します。

⑤ 感染症対策委員会の主な役割

ア 感染症予防対策及び発生時の対応

イ 各マニュアル等の作成

（各感染症の予防と対応マニュアル、食品取り扱いマニュアル、食中毒予防マニュアル等の更新・整備）

ウ 発生時における施設及び事業所内の連絡体制、行政機関及び各関係機関への連絡体制の整備

エ 利用者・職員の健康状態の把握と対応策

オ 新規利用者の感染症の既往の把握と対応策

カ 各種業者等への感染症及び食中毒まん延防止のための指針の周知

キ 感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施（年2回）

ク 施設・居宅サービス事業所での感染症対策実施状況の把握と評価

⑥ 職員の健康管理

ア 直接介護で夜勤に携わる職員は年2回（レントゲンは年1回）、他職員は年1回の健康診断を実施します。

インフルエンザワクチン等の予防接種については、接種の意義、有効性、副作用の可能性等を職員へ十分に説明の上、同意を得て予防接種を行います。

イ 職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のため、完治まで適切な処置を講じます。

4 感染症・食中毒の予防、まん延防止における各職種の役割

法人内において感染症・食中毒の予防、まん延防止のためのチームケア等を行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たします。

(1) 施設長

① 感染症、食中毒の予防、まん延防止体制の総括責任

② 感染症発生時の行政等報告

(2) 委員長及び看護師

① 委員会の総括責任（委員長）

② 感染症発生時の状況把握及び指示

③ 備品、消耗品類の整備及び確保

④ 関係医療機関との連携

⑤ ケアの基本手順の教育と周知徹底

⑥ 職員への衛生管理、安全管理の指導

⑦ 外来者への指導

⑧ 予防対策への啓発活動

⑨ 早期発見、早期予防の取り組み

- ⑩ 経過記録の整備
- ⑪ 職員の教育
- (3) 生活相談員
 - ① 医師、看護職員との連携を図り、予防、まん延防止対策を強化
 - ② 緊急時連絡体制の整備（各事業所、行政機関、家族等）
 - ③ 発生時及びまん延防止の対応と指示
 - ④ 経過記録の整備
 - ⑤ 家族への対応（連絡等）
 - ⑥ 各職種への教育
- (4) 管理栄養士
 - ① 食品管理、衛生管理の指導
 - ② 食中毒予防の教育、指導の徹底
 - ③ 医師、看護職員の指示による利用者の状態に応じた食事の提供
 - ④ 緊急時連絡体制の整備（各事業所、保健所等関係機関、家族等）
 - ⑤ 経過記録の整備
- (5) 介護職員
 - ① 各マニュアルに沿ったケアの確立
 - ② 生活相談員、看護職員、管理栄養士等との連携
 - ③ 利用者の状態把握
 - ④ 衛生管理の徹底
 - ⑤ 経過記録の整備
- (6) 機能訓練指導員、調理員、事務員 その他の職員
 - ① 各事業所、他職種との連携
 - ② 経過記録の整備
 - ③ 上記(1)から(5)の各職種の役割の補佐及び代行
 - ④ 各事業所間の連絡、調整

5 感染症・食中毒まん延防止に関する職員教育

介護に携わる全ての職員に対し、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を次のとおり実施します。

- (1) 新規採用者に対する研修
新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育の実施
- (2) 定期的研修
感染対策に関する定期的な研修の実施（年1回以上）
- (3) 訓練（シミュレーション）
施設内に感染症が発生した場合に備えた訓練を定期的実施（年1回以上）

6 感染症対策マニュアル及び事業継続計画の整備

- (1) 感染症対策マニュアル
感染症発生及びまん延を防止するため、対応の詳細を記載したマニュアルを作成し、定期的に見直しを行います。特に頻繁に流行する「インフルエンザウイルス」や「新型コロナウイルス」については、そのマニュアルごとの対策を確実に実施します。

また、未知なるウイルス等への対策等についても必要であればマニュアルの整備を行います。

(2) 事業継続計画

別で作成の感染症発生時における事業継続計画（BCP）の見直しを行います。

なお、未知なる感染症等が流行した、または施設内等にまん延が起こった等の場合においても、利用者が安全・安心してサービスの提供が受けられるように、事業継続計画（BCP）を作成するとともに定期的に見直しを行います。

7 感染症予防の徹底

法人における基本的な感染症対策については「やまゆり荘における新型コロナウイルス感染者等対応体制（2021年1月25日作成）」ならびに「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月）【株式会社 三菱総合研究所 ヘルスケア・ウェルネス事業本部】」、「介護現場における感染対策の手引き第3版（2023年9月）【厚労省老健局】」に基づき行いますが、平常時対策として以下を実施します。

(1) 職員の標準予防策の徹底

県内や地域に感染症発生の情報がない場合においても、冬季や感染症まん延時期には以下の予防策を実施します。

- ① 出勤時の手洗い、うがい、手指消毒、出勤前の検温
- ② 勤務中のマスク着用
- ③ 1ケアごとの手洗い、手指消毒
- ④ 体調不良時の早期報告、出勤停止
- ⑤ ワクチン接種

(2) 利用者への依頼

利用者に対して感染予防のために以下を依頼します。

ただし、体調不良や疾病、障がい等の理由により行うことができない場合はこのかぎりではありません。

- ① 面会時の手洗い、うがい、手指消毒
- ② サービス利用時の検温、手洗い、手指消毒
- ③ サービス利用時のマスク着用
- ④ 体調不良時等におけるサービス利用の中止
- ⑤ ワクチン接種

(3) 来訪者への依頼

- ① 来訪時の検温、手指消毒、マスク着用
- ② 体調不良時等における来訪制限

8 感染症のまん延防止の徹底

職員又は利用者が感染症に罹患した場合、施設内等のまん延を防ぐため、以下の対策を行います。

- (1) 職員の規定された日数の出勤停止
- (2) 産業医と相談し、必要であれば所轄保健所へ連絡
- (3) 利用者における規定された日数のサービス利用の停止

9 感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針の閲覧について

この指針は、法人の各事業へ配布し、いつでも自由に閲覧することができます。

また、利用者及び家族の求めに応じていつでも施設内等にて閲覧できるようにするとともに、施設等のホームページ上にて公表し、いつでも利用者及び家族が閲覧できるようにします。

附 則

- 1 この指針は、令和6年4月1日より施行する。
- 2 この指針の施行に伴い、次に掲げる指針は廃止する。
 - (1) 感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針（特別養護老人ホームやまゆり荘
平成25年2月作成）